

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

鴨川市立西条小学校

本基本方針は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 基本理念等について

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象は全児童と考える。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

2 学校いじめ対策組織について

- (1) 名 称 校内生徒指導全体会
- (2) 構成員 管理職はじめ、全教職員
- (3) 会開催 随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録、共有
 - ④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。

- (5) 事務局 ◎教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
養護教諭・（スクールカウンセラー）
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

3 いじめの未然防止について

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめ防止の環境づくり

- ①主体的に取り組む協働的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じとれる絆づくりの推進
- ②授業や行事の中でどの児童も落ち着ける居場所づくりの確保

(2) 「わかる授業」の展開

- ①週指導記録簿における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実
- ②指導案検討による校内研修の充実
- ③セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ①「特別の教科 道徳」…考え、議論する道徳の実施
- ②異学年交流の実施

【全校縦割班】

- ・なかよし給食・なかよし遊び
- ・集会（一年生を迎える会、縄跳び大会、6年生を送る会等）

【その他】

- ・遠足 水泳（1年と6年）
- ③ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ④グループエンカウターの実施

(4) いじめ防止の啓発活動

- ①児童会主催の集会で、いじめを防ぎ、思いやりのある仲間づくりを訴える『西条なかよし宣言』の活用・実施
- ②インターネットによるいじめに関する講演会を実施

(5) 指導方針等の周知

以下の3点を児童及び家庭へ学校だよりの配付やPTA総会、懇談会にて周知

- ①いじめに対して厳正に対応すること
- ②いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有及び関係児童の保護者へ事実と指導について連絡すること
- ③重大事態については、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から警察と連携した対応をとること

4 いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ①いじめの状況把握のために児童に対し、年間3回のアンケートを実施する。
（インターネットに通じたいじめについての質問項目を含む）
- ②年間3回（6月 11月 2月）の教育相談期間を設け、全児童と面談し、いじめの実態把握に取り組む。
- ③スクールカウンセラーによる面談を実施する。
- ④保護者に対し、年間1回以上のアンケートを実施する。

- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
 - ① 休み時間等、児童を観察し、児童が示す変化や危険信号等、いじめを見逃さないようにする。
- (3) いじめに関する窓口の常設
 - ① 校内生徒指導委員会事務局の日常的な相談・対応の窓口としての活動の推進
 - ② 「相談箱」等を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
 - ③ 全教職員がいじめに関する相談窓口であるという認識を持つように管理職が校内研修等を通して指導する。
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
 - ① いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修の年間計画に位置づけ、計画的に実施する。
 - ② 事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。

5 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ事案に関わる聞き取り
 - いじめ事案に関わる聞き取りについては、以下の点について配慮する。
 - ① 聴取の体制としては2人以上で対応する。
 - ② 記録の保存については手書き、パソコンでまとめたもの両方を残す。
 - ③ 聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間等、適切に配慮する。
 - ④ 暴言や威圧等の不適切な聴取方法は行わない。
- (2) いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制
 - ① 聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の希望を考慮しながら、校内生徒指導委員会事務局は安心安全の確保の方法（いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離・いじめを行った児童の保護者への指導の依頼）を検討し、速やかに実行する。
 - ② 校内生徒指導委員会事務局は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼等）を、いじめを受けた児童とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。
- (3) 家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築
 - ① 関係児童の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。
 - ② 学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談する。その際、個人情報の保護については十分留意する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援
 - いじめ被害者の心理を理解した対応を心がける。
 - ① いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
 - ② いじめを受けた児童の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた児童及

び保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(5) いじめの解消の判断

「いじめの解消」とは、少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）が3か月以上ないこと。
- ②いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめを受けた本人及び保護者に確認する。）

(6) 再発防止のための指導・啓発

いじめを受けた児童

- ①校内生徒指導委員会事務局は、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声かけする。
- ②校内生徒指導委員会事務局は、加害児童からのいじめを受けないように措置する。また、同じ児童からいじめや威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内生徒指導委員会事務局へ知らせるように指示するとともに、いじめを受けた児童の安心安全を確保するために十分な対応をするという意志を伝える。

いじめを行った児童

- ①校内生徒指導委員会事務局は、「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、反省する機会を設ける。
- ②校内生徒指導委員会事務局は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該児童の保護者に連絡することを伝え、自分のしたことに対する重大性を感じさせる取り組みを行う。

観衆等となっていた児童

- ①校内生徒指導委員会事務局は、「いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全児童と考える」ことを、観衆等となっていた児童へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ②校内生徒指導委員会事務局は、児童に、「話す勇気」についての相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(7) いじめ事案に関わる情報提供

- ①校内生徒指導委員会事務局は、相談・通報の正当性を意識させ、いじめ撲滅に向けて学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ②校内生徒指導委員会事務局は、いじめの状況によって関係機関に情報提供を行い、情報の共有を図る。

(8) 具体的ないじめの態様の例

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる

- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【生命・身体又は財産に重大な被害】

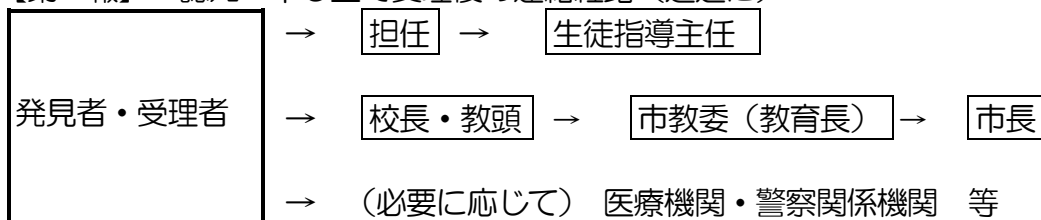
【相当な期間】

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日間

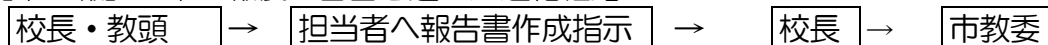
- (2) 校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長へ報告と対応（「5いじめを認知した場合の対応について」と同様）

※児童・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告をする。

【第一報】：認知・申し立て受理後の連絡経路（迅速に）



【第二報】：第一報後の書面を通じた連絡経路



報告書の内容 ①いつ（いつ頃から）

②被害児童

③加害児童

④いじめの状況

⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どのような対応をして、どのような結果になったか、今後の対策をどうするか 等）

※いじめを受けた児童の身体的状態によっては、事故報告も提出する。（事故報告の第一報も含む）

※作成手順 担当者の聞き取り等→事実確認→書面→教頭・校長の確認

(3) 第一報により教育長が判断した重大事態の調査主体に基づき、調査組織が客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。

①「調査主体＝学校下の組織」の場合

ア 名称 校内生徒指導委員会

イ 構成員 校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・教育相談担当職員・養護教諭等

「調査主体＝鴨川市下の組織」の場合

ア 名称 鴨川市いじめ問題対策調査会

イ 構成員 医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識を有する者又は教育委員会が必要と認める者

②調査方法 いじめを受けた児童生徒からの聞き取り

いじめを行った児童生徒からの聞き取り

関係した児童生徒、見ていた児童生徒等からの聞き取り等

個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

③調査内容 いつ(いつ頃から)、誰が、誰から、どのようないじめか、いじめを生んだ背景・事情、児童の人間関係、認知後の学校の対応

7 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

①保護者に対して、その主旨や理解してもらいたい点について、年度始めに説明する。

②学校いじめ防止基本方針を、各家庭へ配付する。

(2) いじめ事案への取り組みの評価・分析

①いじめ防止、早期発見、認知後の対応等、具体的な取り組みの実施状況について学校評価により評価する。

②取り組み評価アンケートや学校評価の分析結果について、校内研修等の時間を活用して改善点等について周知を図る。

③学校評議員による取り組みの評価と分析

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

①毎年、年度始めにはその年度の「学校いじめ防止基本方針」の確認（変更点がない場合でも）を行い、新しく異動してきた教職員にも周知を図る。

作成 平成26年 3月24日

改正 平成28年11月30日

改正 平成29年 5月 1日

改正 平成30年 4月23日

改正 令和 元年 5月10日

改正 令和 2年 4月13日

改正 令和 5年 5月 1日